

枚方市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

～就職に有利な資格取得を応援します！～

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で修業する場合、その期間の生活の負担軽減を図るため高等職業訓練促進給付金を支給します。

なお、この制度は 1 人 1 回しか利用できません。

■ 対象

枚方市在住の、母子家庭の母または父子家庭の父で次のすべての要件を満たす人

○児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準であること

(※児童扶養手当所得制限水準を超過している場合であっても、1年に限り対象となります)

○修業年限が6ヶ月以上の養成機関において修業し、対象資格の取得が見込まれること

○仕事または育児と修業の両立が困難であること

■ 対象資格

○ 看護師 ○ 介護福祉士 ○ 保育士 ○ 理学療法士 ○ 作業療法士 等

■ 給付の種類

○高等職業訓練促進給付金

支給期間 支給申請を受け付けた日の属する月以降の分から修業期間全期間。

(ただし、支給上限は4年)

※対象資格により支給上限は異なります。

支給額

	市府民税非課税世帯	市府民税課税世帯
◆高等職業訓練促進給付金	月額 100,000 円	月額 70,500 円
課程修了の最後 12 か月 (4 万円加算)	月額 140,000 円	月額 110,500 円

○高等職業訓練修了支援給付金

対象者 修業を開始した日及び修了した日において、母子家庭または父子家庭の要件を満たす人 (支給申請の期間修了日から起算して 30 日以内に別途申請が必要)

支給額

	市府民税非課税世帯	市府民税課税世帯
◆修了支援給付金	50,000 円	25,000 円

■ 支給申請に必要な書類

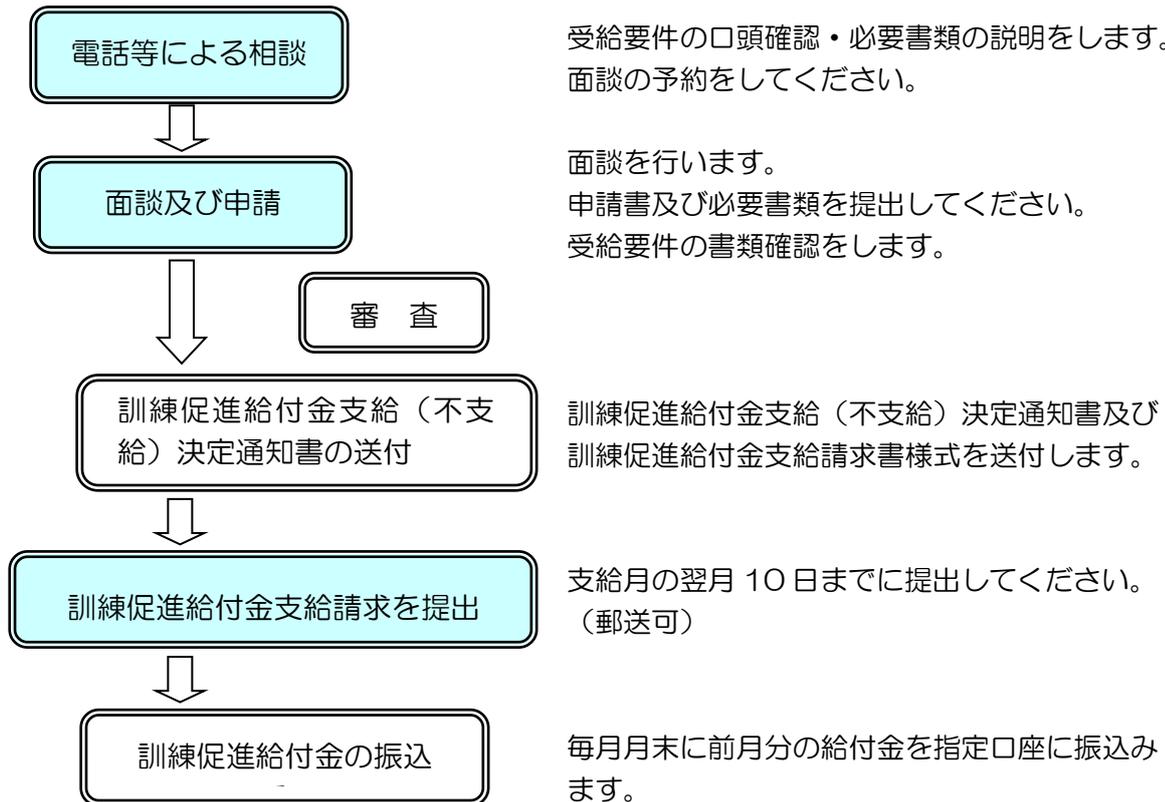
マイナンバーの利用等で不要となるものがあります。詳細はお問合せください

- 戸籍謄本 (母または父と子の戸籍が確認できるもの)
- 児童扶養手当証書の写し
- 修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
- 令和 () 年度市民税課税証明書 (同一世帯の祖父母等も含む)
※令和 () 年 1 月 2 日以降に枚方市に転入してこられた場合
- その他市長が必要と認める書類



裏面もご覧ください

I 高等職業訓練促進給付金の申請から給付を受けるまでの流れ



※高等職業訓練修了支援給付金につきましては、別途申請が必要になります。

II 受給開始後に必要な手続きについて（必要な時期にご連絡します。）

- 毎月 10 日までに請求書を提出（出席確認を兼ねています。）
- 4 か月ごとに養成機関の長による在籍を証明する書類
- 毎年 4 月に養成機関の長による単位取得を証明する書類
- 8 月以降の支給額を決定するため、毎年 7 月に当該年度分の世帯の課税状況を確認します（同一世帯に属する祖父母等も含む）。課税状況によって、支給額が変更することがあります。また、公簿で課税状況等が確認できない場合、別途課税証明書等の提出を求められることがあります。
- 受給最終月の請求書には卒業証書の写しを添付

※制度内容については変更される場合がございます。詳細については、お問い合わせください。

こんなときには届出をしてください。

- ・母子家庭の母または父子家庭の父でなくなったとき
- ・本市に住所を有しなくなったとき
- ・修業を取りやめたとき
- ・世帯構成が変わったとき … 受給要件の確認が必要です。
- ・休学したとき … 1 日も出席しない月は不支給となります。（夏季休暇等は除く）

受給資格がなくなります。

【問 合 せ 先】

〒573-0032 枚方市岡東町 19 番 1 号 OFFICE A 6F（ステーションヒル枚方 6F）
ひとり親家庭相談支援センター（まるっとこどもセンター内）
TEL 072-841-1125（直通）
FAX 072-846-7952
Email maruko@city.hirakata.osaka.jp